

＜乳がん検診対象者＞

生年月日
昭和43年4月2日～昭和44年4月1日
昭和38年4月2日～昭和39年4月1日
昭和33年4月2日～昭和34年4月1日
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日

＜子宮頸がん検診対象者＞

生年月日
昭和63年4月2日～平成元年4月1日
昭和58年4月2日～昭和59年4月1日
昭和53年4月2日～昭和54年4月1日
昭和48年4月2日～昭和49年4月1日
昭和43年4月2日～昭和44年4月1日

対象／平成21年6月30日現在で寄居町に住民登録をしている女性で、左の表に該当する方

※6月30日以降に転入された方は保健福祉総合センターまでご連絡ください。

※すでに集団検診を受診された方は該当になりませんので、クーポン券等は送付していません。

検診方法／クーポン券と同封のお知らせに記載された医療機関に予約のうえ、

問い合わせ／保健福祉総合センター ☎ 581・8500へ。

乳がん 問診、視触診、マンモグラフィ（乳房レントゲン撮影）

子宮頸がん 問診、視診、内診、細胞診

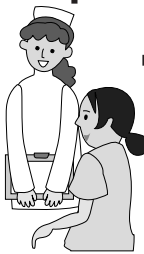
女性特有のがん検診

対象の方は早めの受診を！

町では国が推進する「女性特有のがん検診推進事業」を実施しています。この事業は、特定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん・乳がん検診に関する「検診手帳」や「がん検診無料クーポン券」等を送り、がん検診の受診促進、がんの早期発見、正しい健康意識の普及・PRを図るにより、健康維持・増進を目的に実施されます。

町では、対象となる方に「がん検診無料クーポン券」等を9月末に送付しました。対象となる方で、まだ受診していない方につきましては、有効期限が平成22年3月31日までとなっておりますので早目の受診をお勧めします。

検診を受けてください。



住宅用火災警報器 全世帯に配布します！



平成20年6月から、住宅用火災警報器の設置が法律により義務付けられましたが、まだ設置していない世帯が多く見受けられます。このため町では、町民の方々の安全・安心な暮らしを守る一助となるよう、住宅用火災警報器を全世帯に無料配布します。ぜひご活用ください。

※写真はイメージです

対象／11月1日現在の町内全世帯。ただし、この場合の世帯とは、区（町内会・自治会）が把握する、通常「広報よりい」の配布を受ける単位とし、同一敷地内や同一世帯に住民票上の世帯が2世帯以上あっても1世帯とします。

※町営住宅・県営住宅は、それぞれ町や県が別に設置します。

配布数／1世帯につき1個

警報器のタイプ／煙感知・音声報知式、天井・壁面設置両用タイプ

配布方法／各区の区長さんから、区の組織を通じて配布します。

配布時期／平成22年1月中旬ごろを予定しています。

※区へ加入していない世帯は、町から直接受領してください。なお、時期、手続き等については、決定次第、本誌や町公式ホームページでお知らせします。

なぜ火災警報器が必要なの？

住宅火災のうち亡くなった原因の約6割は就寝中「火災に気付くのが遅れた」ためです。

この逃げ遅れによる死者の減少を図るため、「火災予防条例」により、住宅用火災警

報器の設置が義務付けられました。

どこに設置すればいいの？

すべての寝室（就寝に使用する部屋の天井または壁面）に設置します。2階に寝室がある場合は、階段にも設置義務が生じます。また、台所に設置義務は生じていませんが、設置しておくことで安心です。

悪質な訪問販売等にご注意ください！

昨年の設置義務化に伴い、悪質業者の訪問販売等による被害が想定されます。「消防署のほうから来ました」「罰金を取られますよ」などと、言葉巧みにせまられます。

悪質な訪問販売はハッキリ断りましょう。



問い合わせ／総務課 ☎ 581・2121内線317へ。

年金 あらいわれ

●源泉徴収票が送付されます

厚生年金、国民年金等の老齢または退職を支給事由とする年金を受け取った皆さんに、支払われた年金額や源泉徴収された所得税額等をお知らせする「公的年金等の源泉徴収票」が社会保険業務センターから送付されます。

この源泉徴収票は、所得税の確定申告の際に添付書類として必要になりますので大切に保管してください。

なお、2つ以上の公的年金等の支払者に扶養親族等申告書を提出した方や、給与等の所得がある方は、確定申告を行う必要があります。また、源泉徴収で受けられなかった控除（生命保険料や医療費等）がある方は、確定申告をすることで還付を受けられることもあります。※遺族年金や障害年金については非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。

付されます。

その後、加入する年金制度が変わっても、基礎年金番号は加入歴などを記録し、あなたの年金を守る生涯変わることのない大切な「1人1番号」となります。

年金に関する問い合わせや届出、また年金を請求する際には、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳は、大切に保管してください。

●追納をおすすめします

国民年金保険料の免除、若年者納付猶予、学生納付特例が承認された期間から10年以内であれば、さかのぼって保険料を納めること（追納）ができます。追納された期間は、保険料を全額納付した場合と同じ扱いになります。ただし、保険料免除等の承認を受けた期間の翌年度から3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料に計算額が上乗せされますので、ご注意ください。

●基礎年金番号（年金手帳）は大切に

20歳になり国民年金に加入したときや、就職して厚生年金や共済組合に加入したときなど、公的年金に初めて加入したときに基礎年金番号が決められ、年金手帳が交

問い合わせ／国民年金電話相談センター ☎ 525・1844、熊谷社会保険事務所 ☎ 522・5158、または町民課 ☎ 581・2121内線108・109へ。